

(2) オ 消防団員の出勤報酬について

1 概要について

全国的に消防団員が減少するなか、待遇改善として国で報酬等の見直し方針が示されたことを踏まえ、災害出勤に対する報酬を新たに支給するため報酬に係る内容の変更を行います。

(関連議案：令和4年東御市議会3月定例会 議案第23号 東御市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

2 出勤報酬の内容について

区 分	単 位	災害出勤に対する 報酬単価	支給方法
国基準	1 日	8,000 円	個人へ直接支給
東御市 (新)	2 時間未満	2,000 円	個人へ直接支給
	2 時間以上 4 時間未満	4,000 円	
	4 時間以上又は 1 日	8,000 円	
東御市 (旧)	1 回 4 時間まで	1 回 580 円 ※災害出勤金として 支給	本部役員(副分団長以上)は直接個人へ それ以外は部へ支給

- ① 国の標準単位は1日としているが、過去の出勤実績を踏まえ3区分(2時間未満、2時間以上4時間未満、4時間以上又は1日)とします。
- ② 報酬単価は国の示した標準報酬単価、1日あたり8,000円を時間換算して、1時間あたり1,000円とします。
- ③ 支給方法は、個人への支給とします。

3 令和4年度予算への出勤報酬の計上について

区 分	単 位	金 額
出勤 2 時間未満	2,000 円×600 人	1,200,000 円
出勤 4 時間未満	4,000 円×500 人	2,000,000 円
出勤 8 時間まで(1 日)	8,000 円×100 人	800,000 円
令和4年度予算額	人数計 1,200 人 ※人数は過去の実績から算出	金額計 4,000,000 円

4 施行期日

令和4年4月1日